

社会福祉法人白鷹こぶし会役員の報酬 及び費用弁償に関する規程

（目 的）

第1条 この規程は、社会福祉法人白鷹こぶし会（以下「法人」という。

定款第8条に定める評議員の費用弁償及び定款第21条に定める役員の報酬及び費用弁償の支給について定めることを目的とする。

（定 義）

第1条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

（報 酬）

第3条 法人の役員には、別表1に定める額の報酬を支給する。

（費用弁償）

第4条 理事、監事及び評議員が職務遂行のため、会議に出席又は職務に従事した場合は、別表2の費用弁償を支給する。ただし、理事長及び施設長を兼ねる理事並びに公務員の役員と評議員には支給しない。

2 役員及び評議員が法人業務のため旅行する場合は、社会福祉法人白鷹こぶし会役職員旅費規定により旅費を支給する。その場合、評議員の日当等については同規程「別表」の役員区分欄を適用する。

3 定款第6条に定める評議員選任・解任委員が職務遂行のため、委員会に出席又は職務に従事した場合は、第1項を適用する。ただし、法人職員の事務局員には支給しない。

（改 廃）

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附 則

1. この規程は、平成13年7月1日から施行する。
1. この規程は、平成19年5月29日から施行する。
1. この規程は、平成21年12月15日から施行する。
1. この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1（報酬）

役職名	報酬額
理 事 長	年額 1 2 0 , 0 0 0 円

別表 2（費用弁償）

役職名	費用弁償額
理 事	1 回につき 3 , 0 0 0 円
監 事	1 回につき 3 , 0 0 0 円
評 議 員	1 回につき 3 , 0 0 0 円
評議員選任・解任委員	1 回につき 3 , 0 0 0 円